

□ 「割引クーポン配布事業」の対象となる個別相談は、次の①から⑤までを対象とし、**最長で3時間利用**できます。
 (①～⑤の詳細は、次ページで解説)

!!!重要ポイント!!!

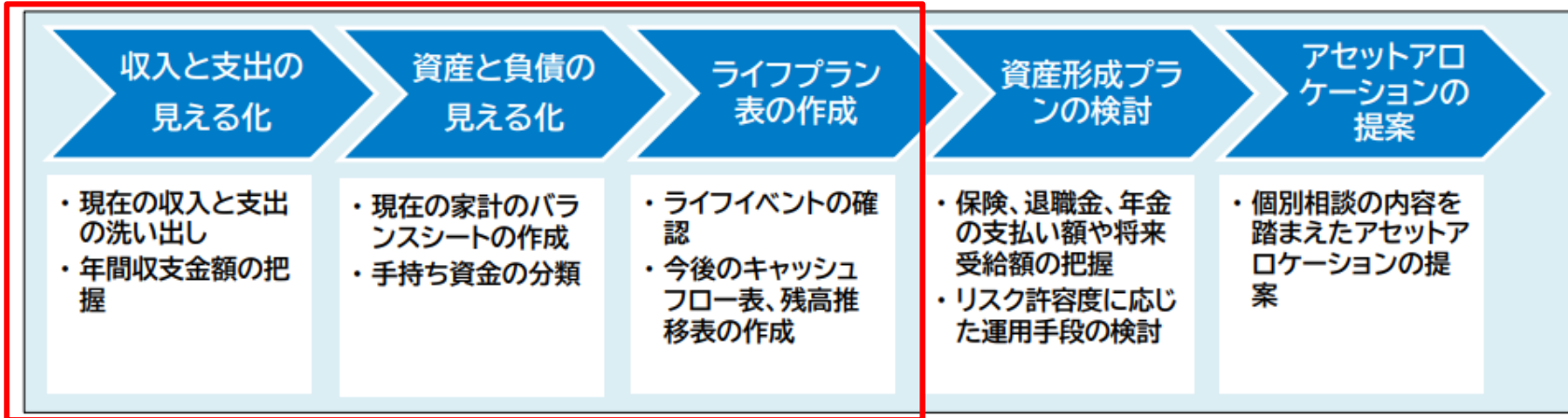
【①「収入と支出の見える化」、②「資産と負債の見える化」、③「ライフプラン表の作成」】

・ 割引クーポンの適用対象となるためには、**これらは必ず相談内容に含まれる必要があります。**

【④「資産形成プランの検討」、⑤「アセットアロケーションの提案」、その他専門分野での提案】

- ・ これらは、上記により作成・見直しされたライフプラン表に基づき提案を受けることが可能です。
- ・ ⑤は、金融資産（預貯金、株式、債券、投資信託等）の種類・配分調整を対象とし、不動産は含まれません。また、⑤に代えて、当該ライフプラン表に基づく、利用者の皆様にとって有用と考えられる各認定アドバイザーの専門分野（例：不動産、ローン、相続など）でのご提案を受けることも可能です。

【3時間分の個別相談の内容(例)】



相談内容には赤枠内の内容が含まれることが条件

□ ①から⑤までの相談内容の詳細については、下記をご参照ください。

①「収入と支出の見える化」

毎月の収入に対して、何にどれだけ支出しているのかを月・年単位で確認し、家計のバランスを確認することです。

②「資産と負債の見える化」

資産・負債を見える化し、家計全体のバランスシート(貸借対照表)を作成することです。

③「ライフプラン表の作成」

①・②の状況と、今後のライフイベントを踏まえ、キャッシュフロー、資産残高の推移を確認することです。

④「資産形成プランの検討」

現状の保険、年金、退職金の将来受給額や③を踏まえ、どのように資産を形成するかを検討することです。

⑤「アセットアロケーションの提案」

①～④までを踏まえ、ご自身の状況に合わせた資産配分の提案を受けることです。